別記第14号様式(第4条関係)

　収入・無収入申告書

　　（提　出　先　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　区　　　福祉事務所長

申告者住所

氏名

収入について次のとおり申告します。

1　収入申告(すべての収入について書いて下さい。)

(1)　収入の種別(具体的に書いて下さい。)

(2)　収入の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | | 今月分  (月末までの予定を含む) | 前3カ月 | | |
| 月分 | 月分 | 月分 |
| 収入総額(ア) | | |  |  |  |  |
| 内訳 | 働いて得た収入 | |  |  |  |  |
| 年金、手当等 | |  |  |  |  |
| 仕送り等その他の収入 | |  |  |  |  |
| 働いた日数 | | |  |  |  |  |
| 1日平均働いた時間 | | |  |  |  |  |
| 必要経費(イ) | 交通費 | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
| 差引手取収入　(ア)－(イ) | | |  |  |  |  |
| 主な収入元 | | 住所 |  |  |  |  |
| 名称 |

(3)　仕事の状況

　　　　　　　　　単価　　　　　　　　　　1日当りの平均出来高

2　無収入申告(下のらんに収入のない理由を具体的に書いて下さい。)

　(理由)

注意事項　1　虚偽の申告をして生活保護法の保護を受けた場合や就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第85条の規定により3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

　　　　　2　この申告書を　　月　　日までに当事務所へ提出されないときは、保護の変更、廃止又は停止をされることがありますからご注意下さい。

**「収入・無収入申告書」の提出のしかた**

収入に変動があった場合の届出は生活保護法第６１条により義務づけられています。生活保護

費を正しく受け取るために、必ず以下のきまりを守り、提出して下さい。

なお、**郵送による返送も可能**です。

申告者住所と氏名の欄　１５歳以上の方は、必ず、本人が記入してください。

ただし、障がいなどの理由で申告者本人が記入できず代筆となる場合は、欄外に「代筆」と記載し、「代筆者の氏名及び申告者との関係」を記入のうえ代筆者押印をお願いします。

１．収入申告

(1)収入の種別の欄　　　正社員、パート、仕送り、など具体的に書いて下さい。

(2)収入の状況の金額欄　収入認定の有無にかかわらず「すべての収入」を記入して下さい。

　①　収入は、内訳の枠内に、働いて得た収入、年金、手当などの収入、仕送りなどその他の収

入に分けて記入してください。

　②　年金、手当等は、通知書など金額の確認ができる原本の書類を提出するか、振り込みのあ

った通帳を提示して下さい。

　③　生きがい奨励金などの臨時的給付金は、その他の収入欄に記入して下さい。

　④　児童手当も収入認定となります。児童手当の支給がある方は必ず、通知書類や、振込み通

帳などを提示して収入申告をして下さい。

　⑤　給料など働いた収入は、働いた日数と１日に平均働いた時間（おおよその時間）を、交通

費などの必要経費は、必要とする項目に分けて、必要経費（イ）に記入して下さい。

　⑥　就労給与の収入申告時には必ず、給与明細書の原本を添付して下さい。給与明細は福祉事

務所でコピーをとったうえ、返却します。

　⑦　「主な収入元」には、本社などの所在地名称でなく、実際に働いているところなどの住所、

　　名称を記入して下さい。

　　（就労先から、給与明細書が発行されない等の場合は、福祉事務所で定められた「給与証明

書」により申告することも可能です。その際は地区担当員にご相談下さい）

(3)　仕事の状況（単価、１日あたりの平均出来高）欄　　時給制の方は、１時間あたりの単価

と１日あたりの平均収入を記入してください。

２．無収入申告

　生活保護費以外の収入がない場合は、「１．収入申告」(2)収入の状況の収入総額（ア）の収入の無かった月の欄に、「０」または「なし」と記入して下さい。さらに、「２．無収入申告」の下の（理由）の欄に、必ず「無収入である理由」を書いて下さい。働ける方は、収入がなくても毎月申告して下さい。不明な点は地区担当員にお聞き下さい。

**提出期限　　　年　　月　　日（　）　　足立福祉事務所長**